

○東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」使用要項

〔平成30年2月26日〕  
学 長 裁 定  
改正 平成30年4月10日

(趣旨)

第1条 この要項は、本学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」(以下「学長キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(学長キャラクター)

第2条 学長キャラクターは、別図1のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 学長キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用申請書(別紙様式1)に必要な書類を添付して、学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、本学の教職員及び学生(以下「教職員等」という。)が広報活動に使用するとき、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 学長は、前項に規定する申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、学長キャラクターの使用を許可するものとする。

- (1) 本学及び学長キャラクターの公共性、中立性又はその品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。
- (3) 第6条に規定する使用上の遵守事項が守られないおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が不適切であると認めたとき。

2 学長は、前項の許可をしたときは、使用(変更)許可書(別紙様式2)を申請者に交付するものとする。

(使用料)

第5条 学長キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 学長キャラクターの使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、学長の指示する条件に従うこと。
- (2) 学長キャラクターの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別に定めるマニュアルを遵守し、適切に使用しなければならないこと。
- (4) 許可後、速やかに物品等の完成品を学長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合は、その写真をもって代えることができる。
- (5) 学長キャラクターを含む商標登録出願、並びに意匠登録出願を行わないこと。

(許可内容の変更の申請)

第7条 使用者が、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、使用

変更申請書（別紙様式3）により、学長の許可を受けなければならない。

2 変更の許可にあたっては、第4条の規定を準用する。

（使用中止の手續）

第8条 使用者は、許可された期間の途中において、使用を中止しようとするときは、使用中止届（別紙様式4）により、学長に届け出るものとする。

（許可の取消し）

第9条 学長は、キャラクターの使用がこの要項及び許可の内容に違反していると認めた場合は、キャラクターの使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができるものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、本学はその責任を負わないものとする。

（責任等）

第10条 本学は、学長キャラクターの使用を許可（第7条に規定する変更を含む。）したことに起因する損害等について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、学長キャラクターを使用したことにより、使用者若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は、これに対する一切の責任を負い、これを処理するものとする。

（教職員等の取扱い）

第11条 教職員等が使用する場合においても、第4条第1項各号に掲げる事項に該当してはならない。

2 教職員等が使用する場合には、第6条第2号、第3号、第4号及び第5号の規定を準用する。

（事務）

第12条 学長キャラクターの使用に関する事務は、社会連携課において処理する。

（雑則）

第13条 この要項に定めるもののほか、学長キャラクターの使用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年2月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別紙様式1（第3条関係）

東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」使用申請書

（元号） 年 月 日

東京藝術大学長 殿

印

申請者  
氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

下記のとおり、東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」を使用した  
いので、許可願います。

なお、許可されたうえは、東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」  
使用要項を遵守いたします。

記

|              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| 使用対象物件       |                                     |
| 使用目的         |                                     |
| 使用方法         |                                     |
| 使用期間         | （元号） 年 月 日 ～ （元号） 年 月 日             |
| 個数があるものは使用個数 |                                     |
| 販売予定価格       | 有償（                      円）      無償 |

※添付書類

見本・企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）使用の概要が分かる資料を添付すること。

別紙様式2（第4条第2項、第7条第2項関係）

東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」使用（変更）許可書

（元号） 年 月 日

（申請者） 殿

東京藝術大学長 澤 和 樹 印

（元号） 年 月 日付けで申請のありました、東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」の使用（変更）については、下記のとおり許可します。

なお、許可されたうへは、東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」使用要項を遵守し、また、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書により学長へ許可申請願います。

記

|              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| 使用対象物件       |                                     |
| 使用目的         |                                     |
| 使用方法         |                                     |
| 使用期間         | （元号） 年 月 日 ～ （元号） 年 月 日             |
| 個数があるものは使用個数 |                                     |
| 販売予定価格       | 有償（                      円）      無償 |

別紙様式3（第7条第1項関係）

東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」使用変更申請書

（元号） 年 月 日

東京藝術大学長 殿

印

申請者  
氏名 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

（元号） 年 月 日付けで許可を受けた東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」の使用（変更）について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

| 変更理由 |     |     |
|------|-----|-----|
|      | 変更前 | 変更後 |
| 変更内容 |     |     |

別紙様式4（第8条関係）

東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」使用中止届

（元号） 年 月 日

東京藝術大学長 殿

印

申請者  
氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

（元号） 年 月 日付けで許可を受けた東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」の使用を中止します。